

平塚市ごみネット交付事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が収集する自治会管理のごみ集積所において、自治会に対しごみ集積所用ネット（以下「ごみネット」という。）を交付、設置することにより、集積所の衛生的な維持管理及び収集作業の効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ごみネットとは、使用場所を自治会が設定した地区ごみ集積所に限定し、カラスや荒天によるごみの飛散を防止し、地域の環境美化活動に資する網をいう。

(設置者の義務)

第3条 ごみネットを設置する自治会長（以下「設置者」という。）は、前条の理念の下に使用しなければならない。

2 設置者は、ごみネットを常に良好な状態で保持できるよう、維持管理に努めなければならない。

3 ごみネットの使用用途は、ごみ集積所の衛生的な維持管理とし、設置又は使用する場所は、自治会で設定するごみ集積所に限定する。

4 設置者は、ごみ収集後、ごみネットを片付け、むやみに道路や歩道上に放置してはならない。ごみネットを放置したことにより、他人の生命や財産に被害を与えた場合は、設置者の責任において、被害の賠償を行うものとする。

(設置者の対象)

第4条 設置者は、市内に存する自治会長とする。なお、ごみネットの交付を希望する際には、平塚市ごみネット交付事業交付申込書（第1号様式）を提出するものとする。

(設置者負担及び設置数)

第5条 設置者は、ごみネットの交付を受けた場合には、次の表の左欄に定める区分に応じ、それぞれ該当右欄に定める購入負担金を市長に支払わなければならない。

ごみネットの大きさ	購入負担金額
3メートル×3メートル	1枚 1,500円
4メートル×4メートル	1枚 2,000円

2 購入できる枚数は、1設置者年間2枚までを原則とする。

(販売する場所)

第6条 ごみネットは、平塚市収集業務課の窓口で販売する。

(引渡し)

第7条 市長は、設置者が購入を求めた場合、速やかにごみネットの引渡しを行い、併せて使用方法等の説明を行うものとする。

(ごみネットの返還)

第8条 市長は、設置者が偽り、その他不正な方法により、ごみネットの引渡しを受けたときは、当該ごみネットを返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか平塚市ごみネット交付事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。